

第十一章 九月十二日 遷都論の阻止と詔勅の渙発

帝国陸軍の将校今村均は、一九二三年の夏上原勇作元帥の南洋諸島視察に副官として同行した。九月一日小笠原諸島へ向かう郵船泰安丸の船上で、京浜地方大震災との無縁を傍受する。元帥の意向により全速力に切り替え、四日の八時頃横浜港へ帰着した。埠頭は混乱し、上陸できない。五日の朝泰安丸は避難民多数をも新たに乘せて大阪へ出向し、元帥一行をはじめ上京希望者は出迎えの大発動艇により同日正午頃芝浦に到着した。翌日参謀本部に出動した今村は、上司の指示によって極秘裏に遷都計画の作成に着手する。①

翌朝（九月六日）。参謀本部に出務すると、武藤信義参謀次長によられた。「学者の説によると、東京付近は火山地帯に位置し、毎七十年目ぐらいに大地震が見舞うとのことだ。万一戦時中こんなことがあったなら、戦争どころではなくなる。また戦時の防空見地から考えても、こんな平坦な土地では、その施設が出来ない。東京復興ということになれば、莫大の経費を必要とする。それなら思い切って、適当な土地に遷都の

① 今村均著『私記・一軍人六十年の哀歓』芙蓉書房、一九七〇年。二二六―二三一頁。

上、理想の帝都を經營し、同時に防空施設を行なうべきであるというのが、河合総長と自分との考えだ。ついではその位置、施設上又防空上着意すべき要点を含んだ遷都意見を起草したまえ。それが出来たら、総長と大臣とが談じあい、大臣から閣議にはかる順序となろう。注意しなければならんことは、万一にも陸軍が遷都の意見をもっているなどと洩れたら、利害関係の多い関東地方の人心は、いよいよ大きな動揺を来たす。誰にも話したり、相談することは相ならん。案が出来たら、直接次長に手渡しし課長にも部長にも見せてはならない。」

嚴重な指示を私は受けた。陸軍の意見として、閣議に持ちだされるものを、無雑作にやりあげ、世の笑いものになっては相すまんと苦慮したが、文献以外に頼るものがない。さいわい参謀本部の文庫は倒壊をまぬがれ、その中の模様、書籍の種類、そのあたり場所の配置などは、他の人よりはいくらか明らかにしていたので、これにはいりこみ、崩れた壁土のほこりにうずまっっている中を、一日がかりで捜し、歴史、地理、地質の四、五冊をひらき、これを参考にして結局次の趣旨のものを一文に綴ってみた。

東京は震災及び防空上、絶体に帝都としては不適当であり、次のいずれかに遷都すべきものと思う。

第一は京城の南、竜山。次は播州加古川流域、万己むを得ない場合は、宮城と政府機関とを八王子付近に移す。第一のものは、繁殖してやまない日本民族は必然的に大陸にそのはげ口を求めなければならぬ。いかに声を大にし、又は兵を進めて大陸宮城進出をさげんでみても、大八州に執着を断ち切れん民衆は、ついて行かない。一度帝都、即ち政治機関をそちらに移せば、黙っていても民族は平和裏に大陸に進出する。宮城はせますぎる。竜山と漢江をはさんだ永登浦の平地と、その東の丘陵地帯とを使用すれば、水の便もよく、又防空施設も完全にやり得る。氣候は無論東京よりもよい。

加古川平地は歴史上大きな地震に見舞われていない。この川の水は量も十分質もよい。商工地帯を阪神地方におき、皇居と政府機関と教育施設だけをここに移し、ワシントンにならない設計する。この丘陵の起伏は、理想的に防空施設を実行し得る。

皇居と機関とを八王子に移すのは主として防空の見地によるもので、窮余の糊塗策である。〔中略〕意見書は十枚内外のものになり、次長はそれでよしといい、書記には浄書させずに、私自身が三部を浄書してだせといいつけた。

数日後、武藤次長に呼ばれた。「総長は大臣と協議してみた。遷都の意見は学者や民間のうちにもそれを言い出すものがふえ、既に人心動揺の微を見せている。この急場の安定をはかるため政府は不遷都の詔書頒布を奏請すべしとの議が、目下内閣首脳部の間に進められている。この時期に陸軍が遷都意見を持ちだすことは、時局を紛糾せしめる。しばらく推移を見た上でのことにしたという、大臣の以降だ。」

さらに数日後、「不遷都の詔書を拝した以上、いかんともいたしかたない。意見書の二部はかえずから、焼却したまえ。一部は歴史用に参謀本部の金庫内に保存しておく。」そういわれた。①

かく秘せられた参謀本部の遷都構想は、大陸制圧を国策として日本領朝鮮の宮城府一帯、現在のソウル特別市を第一の候補とし、第二には関西の加古川平地を、止むを得ずば八王子を推挙すものであった。なお、これを伝

① 同書。一三一―一三三頁。

える今村均は、太平洋戦争の司令官としてオランダ領ジャワ島の攻略に成功して、原住民への軍政でも評価を高め、戦争の末期には孤立するラバウルを米軍から死守した。敗戦により戦犯として巣鴨拘置所等で服役し、貴重な回顧録の大半は獄中で執筆したと言われる。

政権の一角を占める陸軍参謀本部でもこうして大陸への帝都進出が構想される一方、広汎な影響力を有する商業新聞でも近畿への遷都が社説にまで浮上し、その広汎な影響力が懸念された。九月九日の『大阪朝日新聞』には、東京での帝都再建を批判し、京都を最適とする論説が第一面トップに掲げられる。

論説 帝都復興と遷都論―国民多数の希望を入れよ 『大阪朝日新聞』

一、震災の善後策として、応急の治安維持、罹災民救護の要務なるは勿論、ついで最要務は電信、電話、郵便、鉄道等の通信交通機関の迅速なる復旧を計ることである。何分にも未曾有の破壊なるが故に被害地に於ける是等復旧の実は未だしと雖も、方策は既に講ぜられたるものと察せられ、七日内務省では都市計画局会議を開きて、帝都の復興に関する根本方針につき意見を交換したるあり、又首相官邸では同日実業家会合、大東京市復活策につき協議したるとある。

二、帝都の復興、大東京市の再建につきましては、其の根本精神に対し単に東京市住民の意見のみに由りて速急に決定すべきものに非ずと思惟する。如何となれば、帝都とは読んで字の如く、帝王の都である。日本帝國臣民七千万の尊崇する聖天子の居住したまふ城都をいふのである。東京市民の希望のみで復興の大方針を定むべき筋合いのものでない。宜しく広く衆議に聴きて確定すべきものである。況んや東京市内に大邸宅を

有し広大な土地を所有する実業家其他の意見のみを聞いて直ちに総てを元の所に復興するといふ如きは此際早計と謂はねばならぬ。大東京の再建につき都市計画局委員が、方針を定めるについても単に火災の後始末ではないから、篤と火災の原因たる稀有の大地震、殊に東京地方を中心に起つた今回の地震に由る惨害につきて考慮して呉れねばならぬ。

三、昔から江戸を中心に関東方面の震災は歴史にあきらかなる如く、しばしばその惨害の大なるものがある。勿論関西にも九州にも地震が無いとは言はぬ。しかしながら東京方面の如く頻々には無い。九州には活火山の所在も少くない。故に今後に於いて必ずしも関東方面だけが大地震の起り易いとは断ずる訳にゆかぬけれども、過去一千年の歴史よりいへば畿内は風水の難といはず地震の厄といはず大なる天災は関東に較べて極めて少ない。そればかり武天皇の都を京都に覆させ給ひしより明治初年まで一千余年の長き間、山域に皇居は置かれたるものと推想するの外ないのである。斯く言ふは吾人が畿内に住するが故にあらず、事実が瞭かに之れを証して余りある。年々歳々の厄日前後に起る風水害も近畿地方は、いつも減多に被害を受けぬ。故に京都へ再び御遷都―御愛幸を欲するの熱望は、今や吾人のみならず各方面の識者間にも起つて来たのである。

四、次に吾人遷都を希望するの理由は過去の歴史的事実から天災の少なき地なるが故に京都を主張するのであるが、単に畿内が天災の少なきのみならず、今日の我が日本国は明治の初年と異りて台湾、朝鮮が我が新領土に踏して地理上から見ても、東京は帝国の中心では無いのである。而して近畿は正に大日本帝国の中心である。ただに中心であるのみならず、大阪、神戸の物資供給に便なる海陸連絡の設備等、其の地理的關係に於いて余りに近く又余りに遠くなく、実に京都は帝都として絶好の地であるといはなければならぬ。

此の点も亦何人たりとも異議なき所であろうと信ずる。故に吾人は古の都の如く東京を全部京都へ移せと言ふのではない。東京市は関東における商業大都市として焼跡の回復を図り、京都へは至尊の還幸と俱に行政の中核―すなわち各本省だけと帝国議会とのみを移転すべしと主張するのである。大審院、専売局及びその他の二次的の最高機関以下は東京に集中するも亦可なりと思惟する。兎に角、帝都復活の根本方針を議するにあたりて吾人の希望は、急速に東京を帝都となして復活することの大前提を盲目的に速断せずして、広く国民多数の意思が今回の大震災に臨みて、遷都論につき如何に考慮しつつあるや否や、また宮中方面の意向をも篤と尋ねたる上に、是等を総て考察して、決定案を作製せん事を臨むのである。①

遷都論への危惧と詔書渙発の必要は、大蔵大臣と東京市長の経歴ある阪谷芳郎により早くから山本内閣へ進言されている。大地震翌日飛鳥山涉沢邸へ見舞と協議に訪れた阪谷は、モラトリアムの許容などとともに遷都論について閣僚に書簡を送り、さらに九月六日牧野宮内相と後藤内相に面談し、遷都論の阻止を訴えた。

阪谷芳郎の手記

◇九月四日 遷都論を為す者あるを耳にせるに付直ちに山本内閣総理大臣、後藤内務大臣、井上大蔵大臣宛にて一書を裁し、若し遷都論起らば人心の危険言うへからず速に大詔を渙発し人心を安定せらるべきこと、

並銀行の「モラトリアム」を許すこと、及諸会社決算特例のことに付至急緊急勅令發布の必要を申送る、井上蔵相より諒承せる旨回答ありたり

この夜より電灯点火可能となり、人心落ち付く。但電力不足に付節制すへき旨ヲ諸人に警告す。

◇同月六日 余徒歩にて宮城に伺候し牧野宮内大臣に面会し、遷都の不可並速に大詔渙発の必要を論じ転じて総理大臣官舎を訪ふ首相不在に付樺山書記官長に同様切論す更に転じて内務大臣官舎に後藤内相を訪ひ同様極論す、内相は全く同意の旨を言明あり、次に貴族院に河井書記官長を訪ひ、共に院内破損の程度を觀察し臨時議会開会に差支えなきことを確め得たり、また市役所に永田市長を訪ひ横浜港破壊に付海路連絡は一時鶴見東京湾埋立株式会社理立の場所を利用するの外なかるべき旨ヲ注意す。

此日より余が邸に歩兵第三聯隊、第二大隊本部を置かれ兵士数十名駐屯す。

此日友人より牛肉及缶詰少々寄贈あり、久振りにて肉食す、之より地方の贈物ボツボツ到着す。①

内田暫定内閣から戒嚴令と物資徵発令を受け継いだ山本震災内閣は、九月七日安寧秩序を乱す流言浮説を勅令によって禁じ、後藤内相の談話として遷都説を否定した。② しかし、救済機構の確立と帝都復興の事業に着手する政権にとって、遷都論のさらなる台頭には極めて重大な対処が必要である。こうして詔勅の渙発に至る経緯

① 東京市編『東京震災録』一九二六年。別輯、八二五頁。

② 『官報』第六号、大正十二年九月七日、印刷局。一頁。

について、首相山本権兵衛と元老伊東巳代治の証言をつぎに示す。

御詔勅を仰ぐ（山本権兵衛直話）

帝都の有り様は斯様であつたが、まだ府県の事は一向にハッキリせず、之を纏めに掛つてゐる中に有識者の間に、遷都論まで台頭するようになって来た。しかし地質学者や地震学者の説が、仮令どうあろうとも、此根拠失うべからず、帝都は天子の在ます所、凡ての中枢機関の在る所、何としても国の力で回復しなければならぬ、夫れには民心の安定を図る事と罹災者の救護を完了する事が、絶体要件だと思つて、閣僚に命じて警察、憲兵、海軍、陸軍及各省をして善処せしむる様に措置せしめたが、皆よく其任をつくして呉れた。

[中略]

当時の状況事ここに到りては、ドウしてもお上の御力を御願ひするより他に道は無いので、遂に恐れ多い事ではあるが、二度まで詔勅を御願する事になりました。第一の御詔勅を仰ぐときには、以上の気持を齎らして伊東伯に事を謀りました。けだし同伯は伊藤公以来重職に膺られて、組織的大体の事には極めて思慮ある人で、伊藤公はよく伯の長所を用いられたもので、自分もよく其長所を知つてゐたから、当時伯には具さに自分の気持を話して伯の意見も用ひました。また、第二の御詔勅を仰ぐに付ては、岡野文相に諮りました。誠に畏れ多い事とは存じましたが、此の御詔勅の御力で始めて帝都復興を進ませることが出来た事と、今で

も有り難く思つてをる次第であります。

①

詔勅案の起草（伊東巳代治直話）

三日山本首相の来訪あり、組閣の事から非常の場合に処する決意の話など段々にあつて、かういふ場合には畏れ乍ら上御一人の御力を拝借するの外ないから、御詔勅を仰ぎたいと思ふといふ事であつた。当日の状勢前述の如く流言蜚語ありて民心たる恟々たる有様で、戒嚴令の施行を必要とした事ではあるし、遷都論も識者の間に迄口にされ出した程故、如何にも尤もの事だと思つた。そこで其内容につき首相の御考を承はると共に種々自分の意見も述べて、第一に民心の安定を図る事、第二に遷都論を排して、帝都は災害で大部分を失ひたりと雖も尚帝都なり、ドウあつても之を回復しなければならぬといふ事、第三に保険問題に就て、一片の法律論からいへば兎も角、此非常の際には徳義上保険会社に義務がある、これは政治問題として会社に相当の圧迫を加ふる事になければならぬ、といふ様な事などに亘つて意見の交換をしたが、此等の三点に付き山本首相の肚もハッキリ判つたので、頼まるる儘んで詔勅案の起草に着手した。然るに夜に入ると、蠟燭も無いといふ始末で、首相官邸からニグース貫受けて、夜を日に継いで、まとめました。帝都復興に関する御詔勅の渙発を見ると、遷都論は全く影を潜め。民心も安定して、官民共に安んじて帝都の復興に

① 「山本権兵衛伯の直話」東京市政調査会編『帝都復興秘録』九十一頁。

精進するを得るに至つた事は、如何にも御聖徳のお陰で有りがたい事だと感じ入つた。①

九月十二日の午前摂政宮は山本首相を赤坂離宮に召し、大詔渙発の沙汰を授け、首相は謹んで聖旨を奉戴し、遍く天下に布告すべき旨を答辞した。② 詔勅は震災への憂慮を示し、五段から成るが、東京における帝都復興がその核心である。

帝都復興に関する詔書（大正十二年九月十二日）

朕神聖ナル祖宗ノ洪範ヲ紹キ光輝アル国史ノ成跡ニ鑑ミ皇考中興宏謨ヲ繼承シテ肯テ愆ヲサラムコトヲ庶幾シ夙夜兢業トシテ治ヲ図リ幸ニ祖宗ノ神祐ト国民ノ協力トニ頼リ世界空前ノ大戦ニ処シ尚克ク小康ヲ保ツヲ得タリ

奚ソ凶ラム九月一日ノ激震ハ事咄嗟ニ起リ其ノ震動極メテ峻烈ニシテ家屋ノ潰倒男女ノ惨死幾万ナルヲ知ラス剩ヘ火災四方ニ起リテ炎災天ニ冲リ、京浜其ノ他ノ市邑一夜ニシテ焦土ト化ス此ノ間交通機関杜絶シ為ニ流言飛語盛ニ伝ハリ人心洶々トシテ倍々其ノ惨害ヲ大ナラシム之ヲ安政当時ノ震災ニ較フレハ寧口凄愴ナルヲ想知セシム

① 「伊東巳代治伯の直話」同書、二十一―二十二頁。

② 『報知新聞』大正十二年九月十四日、一頁。

朕深く自ら戒慎シテ已マサルモ惟フニ天災地変ハ人カヲ以テ予防シ難ク只速ニ人事ヲ尽シテ民心ヲ安定スルノ一途アルノミ凡ソ非常ノ秋ニ際シテハ非常ノ果断ナカルヘカラス若シ夫レ平時ノ条規ニ膠柱シテ活用スルコトヲ悟ラス緩急其ノ宜ヲ失シテ前後ヲ誤リ或ハ個人若ハ一会社ノ利益保障ノ為ニ多衆災民ノ安固ヲ脅スカ如キアラハ人心動搖シテ抵止スル所ヲ知ラス朕深ク之ヲ憂傷シ既ニ在朝有司ニ命シ臨機救済ノ道ヲ講セシメ先ツ焦眉ノ急ヲ拯フテ以テ患撫慈養ノ実ヲ拳ケムト欲ス

抑モ東京ハ帝國ノ首都ニシテ政治経済ノ枢軸トナリ国民文化ノ源泉トナリテ民衆一般ノ瞻仰スル所ナリ一朝不慮ノ災害ニ罹リテ今ヤ其ノ旧形ヲ留メスト雖、依然トシテ我國都タルノ地位ヲ失ハス、是ヲ以テ其ノ善後策ハ独リ旧態ヲ回復スルニ止マラス進シテ将来ノ發展ヲ図リ以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセサルヘカラス惟フニ我忠良ナル国民ハ義勇奉公朕ト共ニ其ノ慶ニ頼ラムコトヲ切望スヘシ之ヲ慮リテ朕ハ宰臣ニ命シ速ニ特殊ノ機関ヲ設定シテ帝都復興ノ事ヲ審議調査セシメ其ノ成案ハ或ハ之ヲ至高顧問ノ府ニ諮ヒ或ハ之ヲ立法ノ府ニ謀リ、籌画経営方遺算ナキヲ期セムトス

在朝有司能ク朕力心ヲ心トシ迅ニ災民ノ救護ニ従事シ嚴ニ流言ヲ禁遏シ民心ヲ安定シ一般国民亦能ク政府ノ施設ヲ翼ケテ奉公ノ誠悃ヲ致シ以テ興國ノ基ヲ固ムヘシ朕前古無比ノ天殃ニ際会シテ、恤民ノ心愈々切ニ窳食為ニ安カラス、爾臣民其レ克ク朕力意ヲ体セヨ

御名御重

撰政名

①

帝都復興に関する詔勅は右記のとおり五段から成り、まず祖宗の仁徳を継承した明治大正の治世について手短かに述べる。第二段では地震・火災の激甚さと震災の甚大さが特筆され、ついで救済の急務と人心の擁護が強調される。第五段に至り帝都としての東京復興と国民の義勇奉公が切望され、これこそ同書の核心と解される。法学の権威にして東京帝国大學である穂積重遠は九月十二日の大詔について長文の釈義を公にした。

穂積重遠「復興の大詔を拝して」

天皇陛下は大正十二年九月十二日我々国民に有難い詔書を賜りました。九月一日の思いも懸けぬ大災害に肝も消え気も落ちて、唯だ呆然と夢の様な十日を過した我々国民は、ここに初めてハッキリと我に帰って、感泣し且つ發憤したことでありませぬ。恐れ多い譬へ事ですが、ソレ地震だ同一戸外へ飛出したが、逃げようか止まらふか進まうか退かうか思索の猶予もない折柄、「皆無事か、シツカリせい、ワシがここに居るぞ、コッチへ来い」と、父親の大きな声が頼もしく響き渡ったならば、どんなに心強いことでせう。我々七千万の赤子は、今此大困難の真最中に、我々の最高最大の父と敬愛し奉る御一人から自愛深き激励の御言葉を頂きました。地震何ものぞ、火災何ものぞ、我等の父我等と共におわします。感泣し且發憤せざるを得ませぬ。

〔中略〕

「我々の東京市」と云ふ感じが一般に今日程強く起つたことはありませんまい。火災の数日後私は上野の山王台から下町一面見渡す限りの焼野原を眺めて覚えす涙をこぼしました。火災二箇月後私は同じ場所から同じ方角に見渡す限りの真新しいバラック屋根を眺めて、昨日の冬木立が今日は若葉になった様に心が躍りました。而して自分ながら斯くまでに旧東京を哀しみ新東京にあこがれる心持があるうとは思はなかつた様に感じました。〔中略〕今まで東京市民は大阪市民始め他の市町村の人々に比べて東京市が自分たちの共同生活体だと云ふ感じがどうも薄かった様ですが、その東京市の共同生活観念が遅鈍きながらここに覚醒したことは誠に結構な事で、これが東京市復興の原動力たるべきものと思ひます。斯く東京市其のものが一の共同生活だと云ふことが特に強く感じられたと同時に、日本全国が東京を中心とした共同生活だと云ふことが今回の事変によつて今更ながら印象されました。東京の災害は日本全国の災害でした。東京の救援は日本全国の仕事でした。〔中略〕

詔書の第四段には帝都復興の事を仰せられました。遷都論も起りかけた折柄、「抑モ東京ハ帝国ノ首都ニシテ・依然として我国都タルノ地位ヲ失ハズ」と云ふ御宣言は、我々東京市民に取つて何と云ふ心強い事でありませうか。併しながら又我々東京の利益の為めのみの東京の復興を御命じになるのではなく、日本全国の利益の為に首都としての東京を復興せよとの仰せでありますから、全国の人々が東京の復興に力を協はされたいと同時に、我々東京市民は東京の復興が全国民の利益と調和せねばならぬと云ふこと、及び復興されねばならぬのは東京のみでなく横浜市其他罹災全地方であると云ふことを、忘れては済まぬことでもあります。〔中略〕願わくは上は聖天子の御恩沢により、外は全国全世界の同情に浴しつつ、東京全市民一致し

て「政治経済ノ枢軸、国民文化ノ源泉」と仰せられたに恥ざる新東京を築き上げたいものであります。①

穂積重遠は本邦最初の法学博士のひとり、穂積陳重の長男として生まれ、欧米に留学して我国家族法の父と仰がれる。関東大震災に際しては末広厳太郎とともに学生援護団、のちの東大セツルメントを指導し、上野での救援活動に尽力した。彼の母歌子は洪沢栄一の長女であつて、良妻賢母としても知られる。

① 穂積重遠「復興の大詔を拝して」東京市編『大詔を拝して』帝都復興叢書刊行会、一九二三年。